

平成24年3月25日

教員養成教育の「質保証」と 課程認定

文部科学省 初等中等教育局
教職員課 教員免許企画室長

新田 正樹



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教員養成改革の背景(教員を巡る現状・課題)

○ 各教員に求められる資質・能力の高度化

(背景)・社会構造の急激な変化

- ・ 学校教育を巡る課題の複雑化・多様化

○ 量及び質の確保の必要性

(背景)・今後10年程の退職者数増 → 採用者数増

cf.「退職者数＝採用者数」ではないこと。

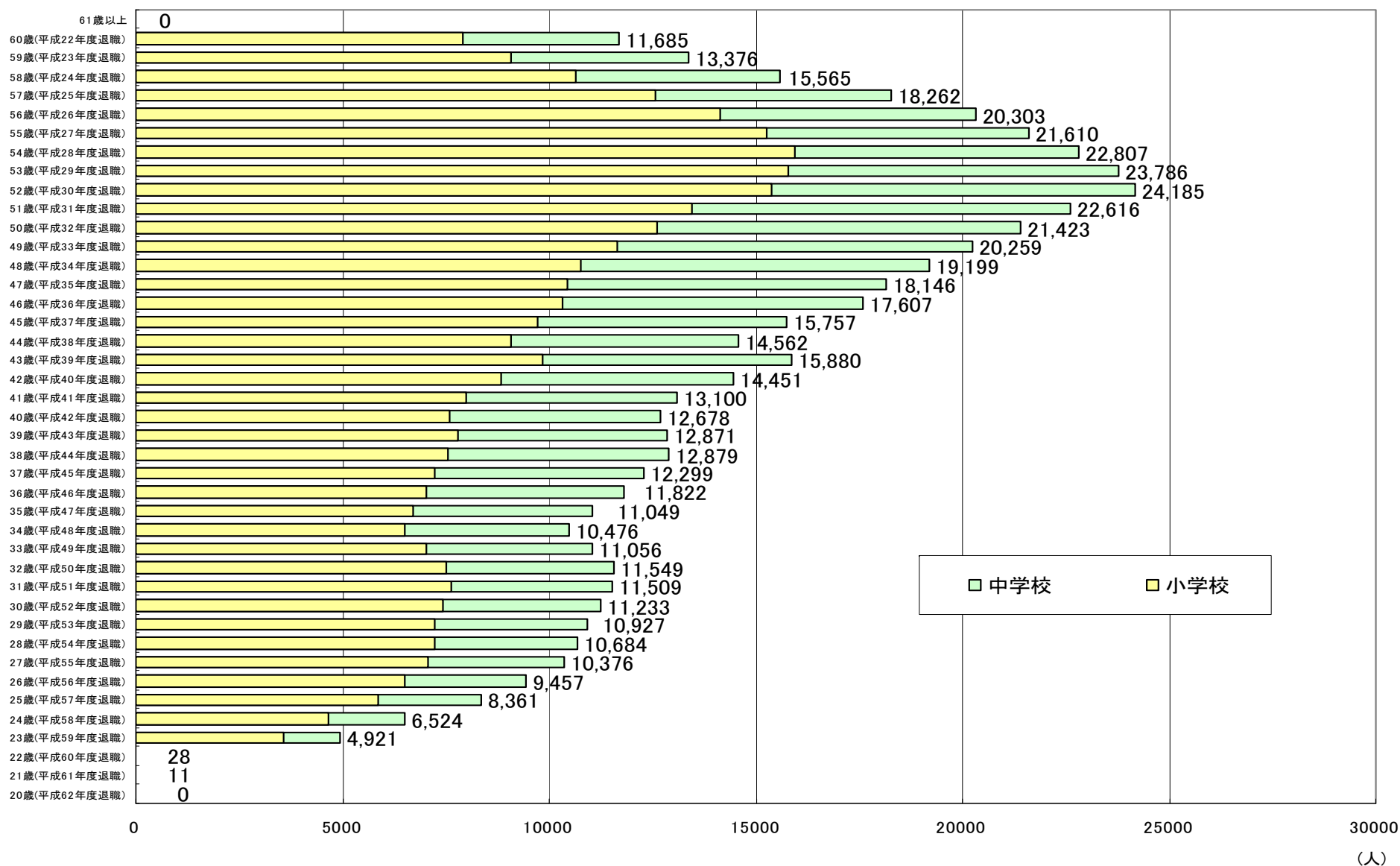
地域差(既に大量退職期を迎えている大都市圏部、今後緩やかに増加する地方)

- ・ 採用倍率の低下と質の確保

○ 教員構造の変化

- ・ 年齢構成
- ・ 構成の多様化(常勤・非常勤、専科、多様な職種との連携等)
- ・ 少子化に伴う、教員組織の小規模化
- ・ 中核的教員、管理職等の意図的な養成の必要性

公立小・中学校年齢別教員数(平成23年3月31日)



【小学校】 353,557人 44.5歳
 【中学校】 201,732人 44.3歳

【合計】 555,289人 44.4歳

文部科学省調べ

平成23年度各県市別受験者数、採用者数、採用倍率

小学校

| 都道府県 | 受験者数 | 採用者数 | 採用倍率 |
|------|--------|--------|-------|
| 岩手県 | 518 | 16 | 32.38 |
| 青森県 | 574 | 31 | 18.52 |
| 長崎県 | 575 | 42 | 13.69 |
| 宮崎県 | 473 | 41 | 11.54 |
| 福島県 | 779 | 77 | 10.12 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 堺市 | 587 | 207 | 3.30 |
| 広島県 | 959 | 320 | 3.00 |
| 滋賀県 | 585 | 207 | 2.83 |
| 岐阜県 | 757 | 271 | 2.79 |
| 富山県 | 353 | 137 | 2.58 |
| 全国 | 57,817 | 12,883 | 4.49 |

中学校

| 都道府県 | 受験者数 | 採用者数 | 採用倍率 |
|------|--------|-------|-------|
| 鳥取県 | 400 | 17 | 23.53 |
| 秋田県 | 333 | 16 | 20.81 |
| 福島県 | 862 | 54 | 15.96 |
| 長崎県 | 540 | 35 | 15.43 |
| 宮崎県 | 533 | 35 | 15.23 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 大阪府 | 2,894 | 591 | 4.90 |
| 静岡県 | 772 | 163 | 4.74 |
| 群馬県 | 882 | 200 | 4.41 |
| 岐阜県 | 665 | 166 | 4.01 |
| 大阪市 | 897 | 255 | 3.52 |
| 全国 | 63,125 | 8,068 | 7.82 |

高等学校

| 都道府県 | 受験者数 | 採用者数 | 採用倍率 |
|------|--------|-------|-------|
| 京都市 | 156 | 7 | 22.29 |
| 沖縄県 | 1,844 | 94 | 19.62 |
| 鳥取県 | 98 | 5 | 19.60 |
| 福岡県 | 1,343 | 71 | 18.92 |
| 大分県 | 598 | 35 | 17.09 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 神戸市 | 36 | 6 | 6.00 |
| 香川県 | 344 | 59 | 5.83 |
| 大阪府 | 3,166 | 602 | 5.26 |
| 岐阜県 | 660 | 129 | 5.12 |
| 川崎市 | 35 | 9 | 3.89 |
| 全国 | 37,629 | 4,904 | 7.67 |

※広島県には、広島市分を含む。

(平成23年度教職員課調べ)

平成22年度各縣市別受験者数、採用者数、競争率

| 区 分 | 小 学 校 | | | 中 学 校 | | | 高 等 学 校 | | |
|-------------|------------|------------|----------|------------|------------|----------|------------|------------|----------|
| | 受 験 者 数 | 採 用 者 数 | 競 争 率 | 受 験 者 数 | 採 用 者 数 | 競 争 率 | 受 験 者 数 | 採 用 者 数 | 競 争 率 |
| 青 森 県 | 579 | 23 | 25.2 | 603 | 41 | 14.7 | 565 | 68 | 8.3 |
| 岩 手 県 | 539 | 24 | 22.5 | 488 | 36 | 13.6 | 526 | 40 | 13.2 |
| 長 崎 県 | 579 | 38 | 15.2 | 529 | 25 | 21.2 | 530 | 45 | 11.8 |
| 沖 縄 県 | 1,446 | 108 | 13.4 | 1,080 | 41 | 26.3 | 1,924 | 87 | 22.1 |
| 福 島 県 | 824 | 63 | 13.1 | 932 | 35 | 26.6 | 1,220 | 94 | 13.0 |
| ： | | | | | | | | | |
| 秋 田 県 | 150 | 15 | 10.0 | 355 | 10 | 35.5 | 408 | 29 | 14.1 |
| ： | | | | | | | | | |
| 新 潟 県 | 543 | 79 | 6.9 | 661 | 72 | 9.2 | 500 | 60 | 8.3 |
| ： | | | | | | | | | |
| 東 京 都 | 5,733 | 1,628 | 3.5 | 8,413 | 601 | 8.6 | — | 376 | 8.6 |
| ： | | | | | | | | | |
| 川 崎 市 | 724 | 235 | 3.1 | 558 | 106 | 4.6 | — | 15 | 4.6 |
| 大 阪 市 | 993 | 323 | 3.1 | 977 | 234 | 4.2 | 169 | 11 | 15.4 |
| 愛 知 県 | 2,251 | 748 | 3.0 | 2,413 | 400 | 6.0 | 1,967 | 278 | 7.1 |
| 広 島 県・広 島 市 | 936 | 313 | 3.0 | 1,023 | 166 | 6.2 | 795 | 116 | 6.9 |
| 千 葉 県・千 葉 市 | 2,021 | 718 | 2.8 | 3,553 | 399 | 5.7 | — | 220 | 5.7 |
| 全 国 合 計 | 54,418 | 12,284 | 4.4 | 59,060 | 6,807 | 8.7 | 34,748 | 4,287 | 8.1 |

- 調査対象は、都道府県・指定都市教育委員会が実施する公立学校教員採用選考試験における受験者・採用者 4
- 東京都、川崎市、千葉市の高等学校の受験者は中学校に含まれている。

(教職員課調べ)

教員養成改革の背景(教員を巡る現状・課題)

○ 各教員に求められる資質・能力の高度化

(背景)・社会構造の急激な変化

- ・ 学校教育を巡る課題の複雑化・多様化

○ 量及び質の確保の必要性

(背景)・今後10年程の退職者数増 → 採用者数増

cf.「退職者数＝採用者数」ではないこと。

地域差(既に大量退職期を迎えている大都市圏部、今後緩やかに増加する地方)

- ・ 採用倍率の低下と質の確保

○ 教員構造の変化

- ・ 年齢構成
- ・ 構成の多様化(常勤・非常勤、専科、多様な職種との連携等)
- ・ 少子化に伴う、教員組織の小規模化
- ・ 中核的教員、管理職等の意図的な養成の必要性

教員養成・教員の資質に関する議論の際の論点

1. 「どの養成段階」で押さえるべき資質か

- ・ 大学(学部)卒までの養成段階で押さえるべき資質
(全員に標準的に求められる資質(参入時必須資質)／得意分野)
 - ・ 中堅教員に標準的に求められる資質
 - ・ 中核的・リーダー的教員に求められる資質 ※ 管理職
- ←このうちどれを議論しているのか。

※ その資質は、どの過程で養成され、また修得される内容なのか。

- ・ 大学での養成教育(再教育も含め)
 - ・ 研修
 - ・ 経験(又はOJT)による部分
 - ・ 自己研鑽
- ← 教員養成を行う「大学」の役割
- ※※ 学校種

2. 「専門性」「理論・知識」「愛情」「実践的」

「実践的指導力」とは、何ができる力なのか。

3. 量的概念

1. 教員免許制度

- 教員免許状：公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員になるためには、原則として、教員免許状を有する者でなければならない(免許主義)。

○教育職員免許法(昭和二十四年五月三十一日法律第四百七号)

(免許)

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。
2~4 (略)

「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」(平成18年7月11日 中央教育審議会)

5. 教員養成・免許制度の改革の方向

- 教員免許状は、学校教育法で規定される初等中等教育段階の学校における、いわゆる公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度である。このような性格に鑑みれば、教員免許状の保有者が、一定水準以上の資質能力を身に付けていることを、社会に対して明らかにし、公証していくことは、公教育の円滑な実施を図る観点から、教員免許状に本来的に求められる役割である。

2. 教員養成の理念

- 教員免許状取得希望者は、大学において教職課程を履修しなければならない。
※私塾や資格学校(各種学校など)では教員の養成はできない。
- ① 大学における養成の原則 (⇔ 師範学校)
- ② 開放制の原則 (国・公・私いずれの大学・学部でも教員養成が可能)

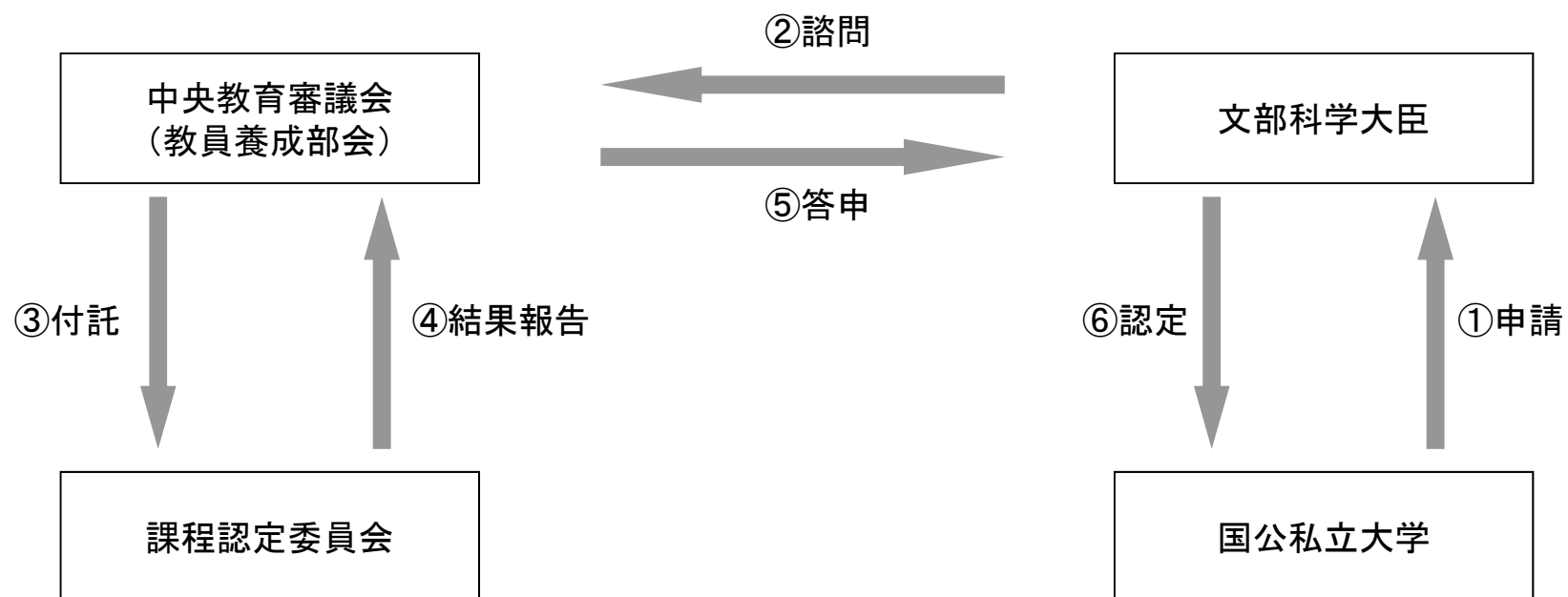
- 教職課程を履修し免許状を取得した学生は、どの大学を卒業しても、教員としての最低限の知識・技能は有しているとみなされる。

- 大学としての「多様性」と資格としての「標準性」の双方を両立させる教員養成が求められている。
- 教育職員免許法、同施行規則の最低限の基準を必ず満たした上で、各大学において、質の高い教員養成に向けた改革を不断に行っていくことが重要。

3. 課程認定制度

(1) 課程認定制度の趣旨

- 開放制の原則の中で、資格制度として、一定程度の質と標準性を担保することを目的とする制度。



課程認定を有する大学等の数

| 区 分 | 大学等数 | 課程認定を受け ている大学数 | 割合 |
|-----------|------|-------------------|-------|
| | | | |
| 大学(学部) | 736校 | 598校 | 81.3% |
| 大学院 | 607校 | 430校 | 70.8% |
| 大学(専攻科) | 65校 | 49校 | 75.4% |
| 短期大学 | 364校 | 257校 | 70.6% |
| 短期大学(専攻科) | 141校 | 23校 | 16.3% |

免許状取得者数及び教員採用者数について

| 授与年度 | 免許状取得者数(人) | 教員採用者数(人) |
|--------|------------|-----------|
| 昭和39年度 | 49,464 | 32,936 |
| 昭和44年度 | 131,973 | 36,747 ※ |
| 昭和50年度 | 152,915 | 53,413 |
| 昭和56年度 | 168,433 | 56,591 |
| 昭和62年度 | 142,152 | 44,228 |
| 平成5年度 | 128,342 | 33,586 |
| 平成11年度 | 115,669 | 26,895 |
| 平成17年度 | 117,903 | 40,156 |

●免許状取得者数:教職員課調べ

●教員採用者数:学校教員統計調査(採用年度は授与年度の翌年度)

調査対象は国・公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校・聾学校・養護学校(現在の特別支援学校)、中等教育学校
ただし、※の調査対象は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校・聾学校・養護学校(現在の特別支援学校)及び私立の幼稚園、高等学校

<参考>

・平成17年度教員免許状取得者数
(教職員課調べ)

| 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|--------|--------|--------|
| 16,576 | 51,190 | 73,509 |

・平成18年度国公立学校教員採用者数(新卒者)
(学校教員統計調査)

| 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|-------|-------|-------|
| 5,025 | 2,088 | 1,656 |

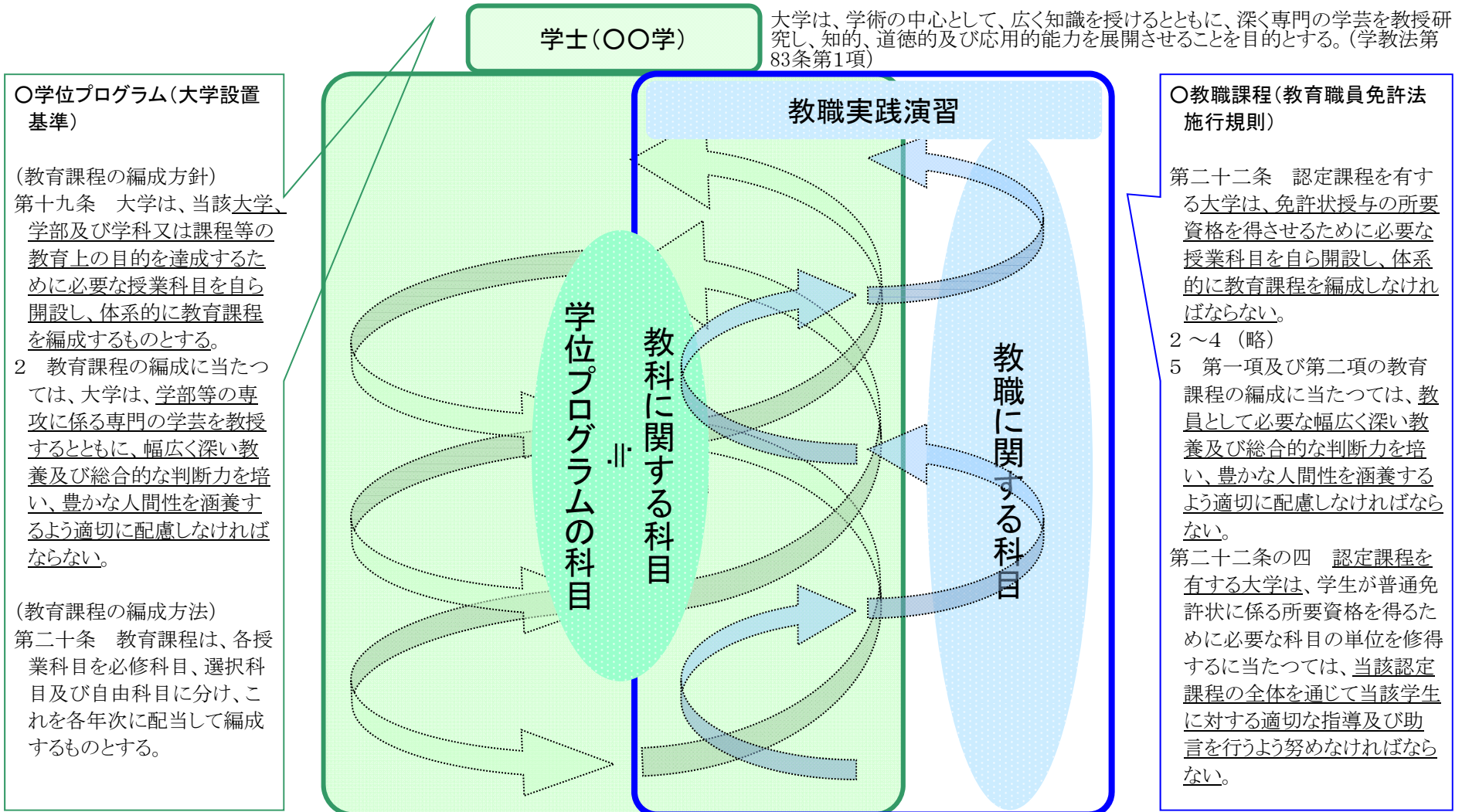
(2) 課程認定で確認する観点

■ 審査は、中央教育審議会の答申等の教員養成改革の動向を踏まえつつ、教職課程基準に基づき実施。

- ① 認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程及びその履修方法
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備(図書等を含む。)
- ⑤ 教育実習の実施計画等
- ⑥ 学則

学位プログラムと教職課程との相当関係について

○ 教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。



(2) 課程認定で確認する観点

■ 審査は、中央教育審議会の答申等の教員養成改革の動向を踏まえつつ、教職課程基準に基づき実施。

- ① 認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程及びその履修方法
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備(図書等を含む。)
- ⑤ 教育実習の実施計画等
- ⑥ 学則

4. 最近の教職課程の質的水準の向上に係る改革

(「組織的指導体制の整備」と「教職課程の事前・事後評価体制の整備」)

(1)「教職実践演習」の新設・必修化(2単位) H21年度～

- 個々の科目の履修により指導・修得されている専門的知識・技能が、全体として学生の中で統合され、教員として必要な実践的資質能力として最終的に形成されていることを、明示的に確認

(2)「教職指導」の実施を法令上明確化 H21年度～

- 学生が身に付けた知識・技能を有機的に統合し、教科指導や生徒指導等を実践できる資質能力を形成することを指導・助言・援助する取組の体系化・充実の必要性

○教育職員免許法施行規則(昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号)

第二十二條の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

(3)教育実習の改善・充実 H21年度～

- 教育実習が、課程認定大学の教職課程の一環として行われるものであり、課程認定大学は、実習校の協力を得て、教育実習の円滑な実施に努めることを法令上明確化。

○教育職員免許法施行規則(昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号)

第二十二條の五 認定課程を有する大学は、第六條第一項の表第五欄に掲げる教育実習、第七條第一項の表第四欄に規定する心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、第十條の表第五欄に規定する養護実習及び第十條の四の表第五欄に規定する栄養教育実習(この条において「教育実習等」という。)を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

(4)課程認定の強化・充実等 H21年度～

- 定期的報告、是正勧告、認定取消し等の仕組みの整備

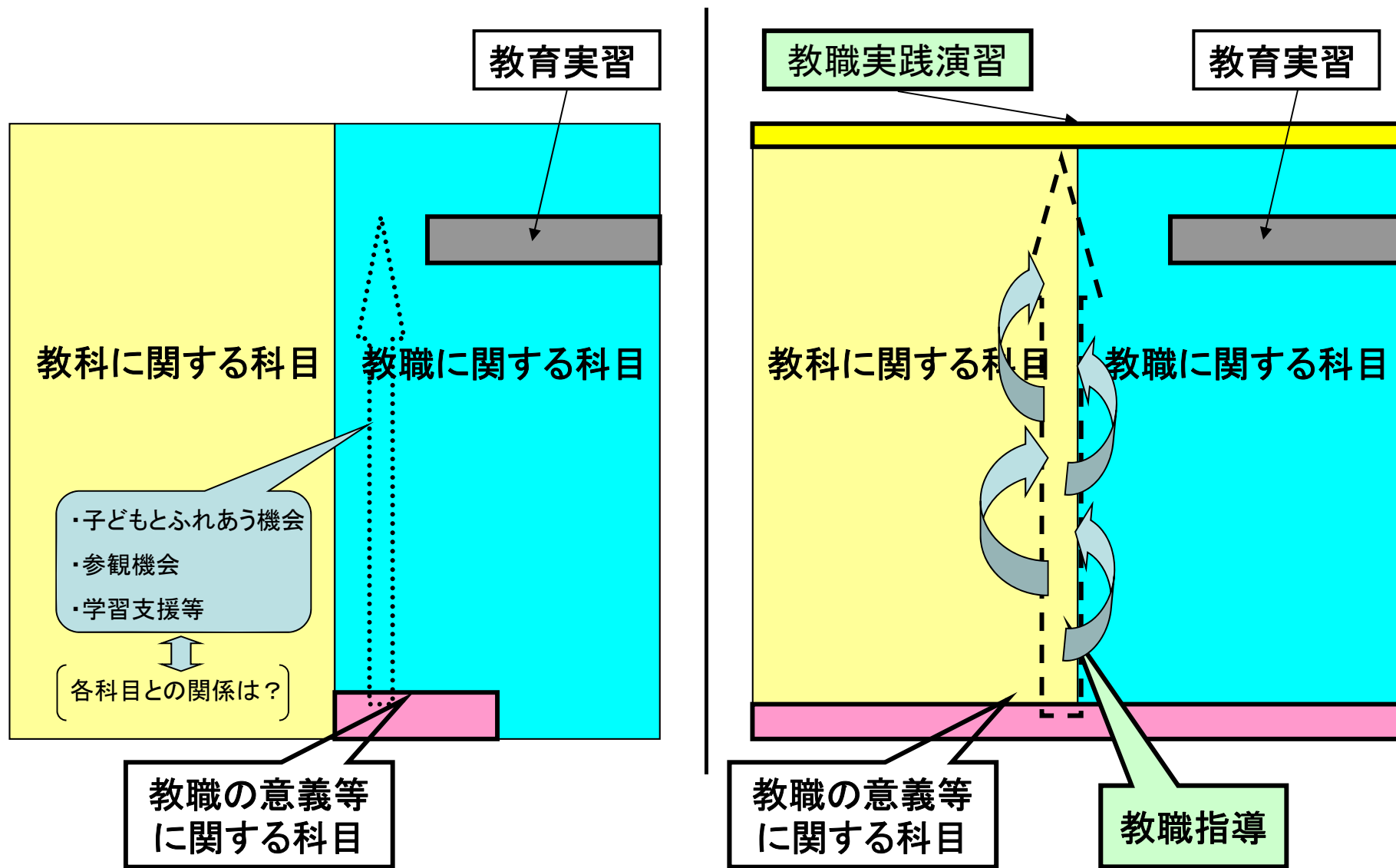
○教育職員免許法施行規則(昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号)

第二十二條の二 文部科学大臣は、認定課程につき必要があると認めるときは、認定課程を有する大学に対して当該認定課程の実施について報告を求めることができる。

- 2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一條第二項、前条及び次条並びに第二十三條の規定による文部科学大臣の定めに違反しているときその他認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないと認めるときは、免許法第十六條の三第四項の政令で定める審議会の意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の勧告によってもなお是正が行われない場合には、第二十條第一項に規定する認定を取り消すことができる。

(5)「教員養成カリキュラム委員会」など、組織指導体制の整備・充実(H18年答申)

(参考) 教職課程のプログラム化のイメージ



教職課程の質的水準の向上に関する方策

今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申) 教職課程の質的水準の向上

- 教職実践演習の新設・必修化
- 教育実習の改善・充実
- 「教職指導」の充実
- 教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化
- 教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実

教育職員免許法施行規則の改正 (平成20年11月)

- 教職実践演習の新設・必修化(H22新入生から)
- 教育実習の円滑な実施を大学の努力義務化
- 教職指導を大学の努力義務化
- 教職課程の是正勧告・認定取消しを制度化

課程認定大学実地視察 (確認を行うポイント)

- ① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等の状況
- ② 教育課程(教職に関する科目等)、履修方法及びシラバスの状況
- ③ 教育実習の取組状況
- ④ 学校現場体験・学校ボランティア活動等の取組状況
- ⑤ 教職指導及びその指導体制の状況
- ⑥ 教員養成カリキュラム委員会等の全学的組織の状況
- ⑦ 施設・設備(図書等を含む。)の状況

課程認定実地視察の主な観点

1. 教員養成に関する理念・目標

2. 組織的指導体制

(1) 組織・指導体制

(2) 自己点検・評価、改善等

自己点検・評価、組織的な指導改善等

3. 教育課程等

(1) 教育課程編成

(2) 各科目の状況

① 教職に関する科目

教職に関する科目の状況、教育実習、教職実践演習

その他の科目の開設状況

(特色ある科目の開設状況、学校現場体験に関する科目の開設状況)

② 上記以外の科目の状況(教科、特別支援教育、養護、栄養)

(3) 介護等体験

課程認定実地視察の主な観点

4. 教職指導等の在り方

(1) 教職指導の在り方

(2) 履修指導の在り方

5. 施設設備等

図書館

教育課程関係実技・実習施設

情報機器・施設

教職指導室等

教職課程の在り方・教職課程認定に係る諸課題等(今後の検討課題)

各課程認定大学が、自律的に、教職課程の質の向上に係る取組を推進するための例えば以下のような仕組みについて、今後検討する必要。

○教職課程に係る情報の公表(免許法施行規則上に規定)

大学全体及び教職課程ごとの教員養成の目的

所要資格を得ることができる学校種・免許教科、定員、免許状取得者数及び教員就職率の数、教員組織に関する情報、教育課程及び授業方法並びに教員養成に係る施設設備等の情報

cf. 学校教育法施行規則第172条の2

○教育課程に関する授業計画の明示等(免許法施行規則上に規定)

cf. 大学設置基準第25条の2(成績評価基準等の明示等)

○教職課程に関するFDの実施(免許法施行規則上に規定)

cf. 大学設置基準第25条の3(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

○教職課程の実施体制(免許法施行規則上に規定)

cf. 大学設置基準第42条の2(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力₂₂を培うための体制)

○教育職員免許法施行規則

第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

5 第一項及び第二項の教育課程の編成に当たっては、教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第二十二條の二 文部科学大臣は、認定課程につき必要があると認めるときは、認定課程を有する大学に対して当該認定課程の実施について報告を求めることができる。

2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一条第二項、前条及び次条並びに第二十三条の規定に違反しているときその他認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないとき認めるときは、免許法第十六条の三第四項の政令で定める審議会の意見を聞いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。

3 文部科学大臣は、前項の勧告によつてもなお是正が行われなない場合には、第二十条第一項に規定する認定を取り消すことができる。

第二十二條の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

第二十二條の五 認定課程を有する大学は、第六條第一項の表第五欄に掲げる教育実習、第七條第一項の表第四欄に規定する心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、第十條の表第五欄に規定する養護実習及び第十條の四の表第五欄に規定する栄養教育実習(この条において「教育実習等」という。)を行うに当たつては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議経過報告）

（平成23年1月31日）

1. 教員養成の在り方

(3) 教職課程の質の保証

- しかしながら、実地視察については、対象が年間35大学程度に留まり、全課程認定大学のごく一部のチェックに過ぎないこと、課程認定審査については、開設科目や専任教員数等の形式要件の審査に留まり、教員養成の質を真に担保するものとなっていないのではないかということ、学際的な学科等の増加に伴い、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請が見られることなど、解決すべき課題も多い。
- これまでの審議において、「課程認定を実質化すべき」、「事後評価の仕組みを厳格化すべき」、「教育職員免許法は最低基準を規定しており、それさえクリアすればよいと考えるのではなく、教員養成の質を保証する課程認定に変えていくべきである」などの意見があった。
また、「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果【速報】」（平成22年9月、文部科学省委託調査）においても、教職課程の認定制度について、「認定の基準を厳しくすべき」と回答している割合が2割を超えていること、事後評価・確認を「実施すべき」とする意見が多いことから、教育委員会が現在の教職課程の在り方について課題があると認識していることが考えられる。
- これらを踏まえ、今後、学部・大学院等における教員養成に係る必要科目や必要単位数等の課程認定要件の見直しなど、課程認定審査や設置審査をより厳格化すると同時に、質保証を担保する新たな事後評価システムの構築を検討し、教員養成の質の保証を図る必要がある。また、事務体制についても抜本的に強化する必要がある。
さらに、各大学が教育委員会等の参画を得ながら授業改善のためのネットワークを構築し、授業内容に関してFD活動と相互評価活動を展開させつつ授業改善を推進することが教員養成の質の保証の観点から重要である。教職課程を有する大学、特に教職大学院をはじめとする修士レベルの課程に関しては、大学間の相互のネットワークの構築を検討し、教員養成の質を保証する必要がある。

5. 教育委員会・大学等の関係機関の連携・協働

- 新たな教員の資質能力向上方策を実効あるものとするためには、教育委員会・大学をはじめとする関係機関や学校支援組織、地域社会が一体となって教員を養成し、支援していくことが重要である。
- これまでにも、教育実習の円滑な実施を目的として教育委員会と大学が定期的に連絡協議会を開催したり、教育委員会が行う現職研修に大学が参画するなど、両者が連携した様々な取組が展開されている。また、教職大学院への実務家教員の派遣などの人事交流も推進されてきている。
- 今後は、新たな教員養成・採用・研修の仕組みの中で、例えば、大学の教職課程の認定や評価、「専門免許状(仮称)」授与の際の履修履歴の評価、大学と教育委員会とが連携した研修の実施等において、教育委員会・大学をはじめとする関係機関や地域社会の連携・協働がより広範かつ確実に行われるような仕組みを構築する必要がある。特に、教職大学院にはこうした連携・協働の取組を率先して行うことが期待される。

中央教育審議会 教職の資質能力向上特別部会 基本制度WG報告(案)

(平成24年3月16日)

2. 教員養成、採用段階から初任者の段階の改善方策

(1) 学部における教員養成の充実

③ 質保証

- 近年の大学教育改革に見られるように、教職課程においても、学生が修得すべき知識・技能を明確化し、「何を教えるか」よりも「何ができるようになるか」に重点を置くべきである。学位プログラムとしての体系と同時に教職課程としての体系の確立に向け、各大学の参考となるコアカリキュラムの作成を推進する。また、実習前の学生の質保証の観点から、医師、歯科医師、薬剤師等の養成において行われている共用試験を参考に、教育実習前に学生の知識・技能等を評価する取組を推進する。
- 教職課程の認定については、カリキュラムの体系性や履修時期等必要な科目が適時・適切に開設されているか、指導力を有する実務経験者の登用など実践的指導力を育成できる教員が確保されているか、教員養成カリキュラム委員会の設置、教職指導の体制整備、教育委員会との連携等教員養成の実施体制が適切かなどの点から厳格に審査を行う。また、これに伴う審査体制についても充実し、設置審査との適切な調整を図る。
- すべての課程認定大学について、教育の質向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の理念、養成する教員像、教職指導の体制、教員組織、カリキュラム、学生の教員免許状取得状況や教員就職率等、情報の公表を検討する。
- 事後評価に関し、課程認定委員会による実地視察については、訪問校を増やすとともに、評価の観点についても、認定時の水準の維持向上が図られているかに加え、学生や卒業生からの聞き取り、学校や教育委員会の評価も加えるなど、更なる改善を図る。これに加え、教員養成教育の評価システムや大学間コンソーシアムを活用した相互評価システムの取組等新たな事後評価システムの構築を推進する。
- 実地視察の評価等が著しく低かったり、一定期間当該課程の卒業生について教員への就職が全くなく、その後の改善が見られない場合には、教職課程の認定を取り消すなど、是正勧告・認定取消のプロセスを明確化することについて今後検討が必要である。

平成24年3月25日

教員養成教育の「質保証」と 課程認定

文部科学省 初等中等教育局
教職員課 教員免許企画室長

新田 正樹



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN